

指定特定相談支援事業所 みゆき広場 運営規程

社会福祉法人 歓びの園

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人歓びの園（以下「事業者」という。）が設置する指定特定相談支援事業所みゆき広場（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第28号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定計画相談支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 指定特定相談支援事業所 みゆき広場

(2) 所在地 広島県福山市御幸町下岩成248-1

(共同体制)

第4条 事業所は、利用者に対する適切な相談支援を継続的かつ円滑に提供するために、関係する相談支援事業所と共同体制を組織し、一体的に運営するものとする。

共同体制を構成する各事業所は、相談支援専門員相互の連携、情報共有、支援方針の調整、緊急時の対応その他必要な事項について協力し、相談支援の質の確保及び安定的な事業運営に努めるものとする。

なお、各事業所は、共同体制のもとに運営する場合であっても、指定特定相談支援事業者としての責任に基づき、関係法令及びこの運営規程に従い適正に事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者 １名（相談支援員兼務）

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）相談支援専門員 ２名（常勤専従）（常勤兼務）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する次の業務を行う。

- （ア）アセスメントを実施すること。
- （イ）サービス等利用計画書を作成すること。
- （ウ）サービス等利用計画書を利用者に交付すること。
- （エ）モニタリングを実施すること。
- （オ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- （カ）その他必要な相談及び援助。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 祝祭日を除く月曜日～金曜日、第１第３土曜日及びその他法人の定める日とする。

（２）営業時間 月曜日～金曜日は午前８時２０分から午後５時２０分までとする。土曜日は午前８時２０分から午後３時２０分までとする。

（３）サービス提供日 祝祭日を除く月曜日～金曜日、第１第３土曜日及びその他法人の定める日とする。

（４）サービス提供時間 月曜日～金曜日は午前８時２０分から午後５時２０分までとする。土曜日は午前８時２０分から午後３時２０分までとする。

（５）上記の営業日、営業時間の他、電話等により２４時間連絡が可能な体制をとるものとする。

（指定計画相談支援を提供する主たる対象者）

第7条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （１）身体障害者（１８歳未満の者を除く）
- （２）知的障害者（１８歳未満の者を除く）

※精神障害者（１８歳未満の者を除く）については、他の相談支援事業所と連携して対応する体制を整備する。

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第8条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合には、利用者に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の17第2項の規定により算定された計画相談支援給付費の支払いを受けるものとする。

2 前項のほか、第10条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

※通常の事業の実施区域を超えた地点から走行距離1kmにつき30円(燃料費+諸経費)

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第46条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、福山市の全域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第12条 指定相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに福山市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した指定相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により広島県知事が、また、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は広島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は広島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（業務継続計画の策定等）

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後 3 か月以内

（2）継続研修 年 1 回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人歓びの園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（地域生活支援拠点の機能を担う事業所）

第 18 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

（1）相談の機能

コーディネーターを配置し、緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他必要な支援を行う機能。

（2）緊急時の受入れ・対応を行う機能

短期入所等の障害福祉サービスを活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害児者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

（3）体験の機会・場を提供する機能

施設や病院から地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

（4）専門的人材の確保・育成を行う機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害児者等に対し、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能。

（5）地域の体制づくりを行う機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 8 月 22 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。